

YouTube 東京都羽村市公式動画チャンネル運用ポリシー

平成29年5月18日制定

令和4年6月1日改定

羽村市企画部秘書広報課

1 目的

この運用ポリシーは、羽村市（以下「市」という。）が動画共有サービスYouTube（以下「ユーチューブ」という。）を利用した動画による市民等への情報の配信の運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユーチューブ 米国Google社が運営する動画共有サービスの一つで、利用者が手元の動画データを投稿すると、インターネット上で公開され、他の利用者と共有するサービスをいう。
- (2) チャンネル 動画の投稿、管理等を行うページのことをいう。利用者は、気に入ったチャンネルを登録することで、そのチャンネルの更新情報を随時確認できる。
- (3) アカウント ユーチューブを運用するための利用者権限のことをいう。
- (4) コメント 市がユーチューブに投稿した動画について、利用者により投稿された感想、意見等をいう。

3 運用・管理主体

- (1) ユーチューブの運用主体は市とし、運用の適切な管理者として、企画部秘書広報課長（以下「秘書広報課長」という。）を置く。
- (2) 運用管理者の所掌事項は、次の各号に定めるものとする。
 - ア アカウントの登録に関すること。
 - イ 動画投稿に関すること。

4 アカウント、チャンネル

市が使用するユーチューブのアカウント及びチャンネルの登録内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) アカウント名
羽村市秘書広報課

(2) チャンネル名

東京都羽村市公式動画チャンネル

(3) チャンネルURL

<https://www.youtube.com/channel/UCYdcm06EvypnGQaujEBuRMA>

(4) その他の事項については、秘書広報課長が別に定める。

5 投稿する内容

ユーチューブでは、次の各号に掲げる動画を投稿する。

(1) 羽村市広報番組「テレビはむら」

(2) 市が制作した動画

(3) その他秘書広報課長が適当と認めるもの

6 チャンネル登録、コメント

公式アカウントでは動画の配信のみを行うものとし、他チャンネルの登録や共有は原則として行わないものとする。

また、原則として動画へのコメントに対する回答は行わないものとする。

ただし、国、都、他自治体、公益法人等が配信する関連情報について、特に秘書広報課長が市民の利便に供する情報と判断した場合は、必要に応じて登録及び共有を行うこともある。

7 なりすまし等への対応

市は、第三者によるなりすまし等を防止するため、市の公式アカウント情報を市公式サイトに掲載し、市の公式アカウントであることを明示する。

また、なりすまし等を発見した場合は、市公式サイトにおいて情報を公開し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行う。

8 広告の表示

ユーチューブは、サイトのコンテンツや視聴者に応じて広告のターゲットを絞るプログラムである「Google AdSense（グーグルアドセンス）」から広告収入を得て運営をしていることから、当チャンネルにおいても、広告が表示される場合がある。

なお、当チャンネルは、市の資産を有効活用し新たな財源を確保するため「YouTubeパートナープログラム」への参加及び「Google AdSense（グーグルアドセンス）」を利用する。

9 禁止事項

動画チャンネル利用の際に、利用者によるコメント内容が下記事項のいずれかに該当

すると判断した場合は、発言者に断りなく、コメントの全部又は一部を削除することができる。

- (1) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷する内容
- (2) 羽村市を含む他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (3) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (4) 政治活動又は宗教活動に係わる内容
- (5) 著作権、商標権、肖像権などの本市又は第三者の知的所有権を侵害する恐れのある内容
- (6) 法律、法令等に違反している内容、又は違反する恐れがある内容
- (7) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗に反する内容
- (8) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (9) 有害なプログラム
- (10) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (11) ユーチューブ利用規約に反する内容
- (12) その他、他人に不利益を与える恐れがある内容

10 知的財産権

市がユーチューブに投稿している動画に関する知的財産権は、市又は原作者に帰属するものとし、利用者は私的使用のための複製、引用等著作権法（昭和45年法律48号）で認められた場合を除き、無断で複製又は転用することはできない。

11 アカウントの停止または削除

市は、ユーチューブのシステム上の問題、運用に支障を来す事態が発生する、他の動画共有サービスの運用を開始する等、ユーチューブを継続して運用することが困難な場合においては、市公式サイトにおいて、その理由を明示し、アカウントを停止又は削除することができる。

12 免責事項

- (1) 市は、市が投稿した動画を利用し、又は信用したことにより、市民等又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (2) 市は市民等により投稿されたコメントについて一切の責任を負いません。
- (3) 市は市民等間若しくは市民等と第三者間のトラブルによって市民等又は第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- (4) 市は上記(1)～(3)のほか、投稿する動画に関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

(5) 市は、この運用ポリシーを予告なく変更する場合があります。

附則

この運用ポリシーは平成 29 年 5 月 18 日から適用する。

この運用ポリシーは令和 4 年 6 月 1 日から適用する。